

# ご存知ですか？確定申告の手続きが簡単に！ 特定口座とは？

## ◆ 特定口座の仕組み

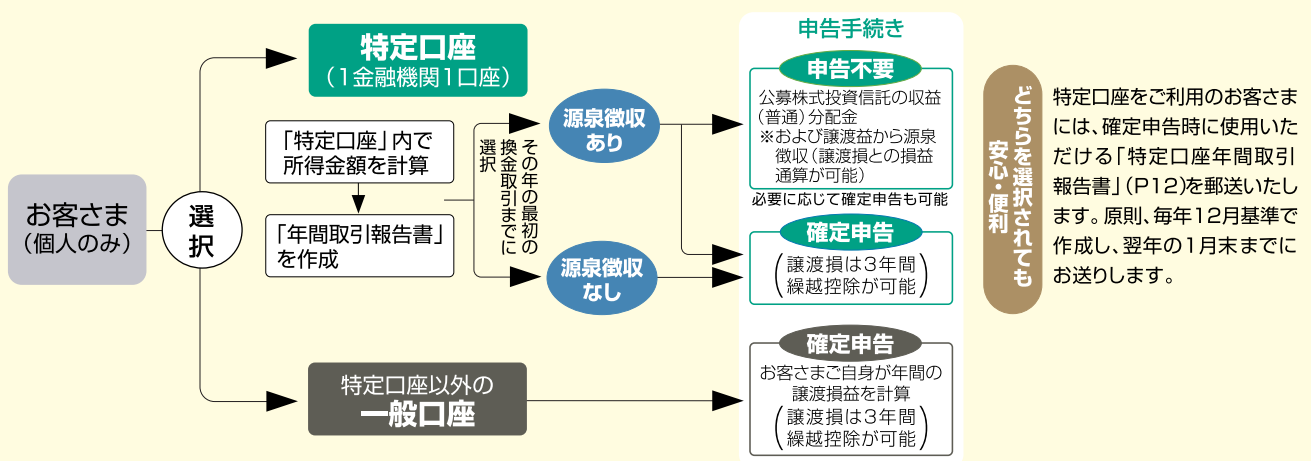
特定口座とは、清水銀行がお客さまに代わって株式投資信託（上場株式等）の譲渡損益を計算し、「年間取引報告書」を作成するサービスです。特定口座をご利用いただくと、煩雑な確定申告の準備（譲渡損益の計算など）が軽減されます。

「特定口座」は従来の口座（一般口座）とは異なります。

- お客さまが公募株式投資信託を換金された場合、特定口座と従来の口座（一般口座）では、下図のように取扱いが異なります。

特定口座には、「源泉徴収あり」と「源泉徴収なし」の2種類があります。

- 源泉徴収方法の変更はその年の最初の換金取引（買取・解約、償還）または配当等の受入までに変更が可能です。その後は年内の変更はできません。
- 「源泉徴収なし」と「一般口座」の場合、普通分配金は源泉徴収されますが、譲渡益は源泉徴収されませんので、確定申告が必要です。



※収益（普通）分配金の受入れを希望されない場合、別途お手続きが必要となります。

## ◆ 「源泉徴収あり」口座の仕組み

特定口座で「源泉徴収あり」の口座をご選択された場合は、確定申告が不要となります。

- 「源泉徴収あり」の口座では、換金取引の都度、年初から譲渡損益を通算し、損失があれば徴収した税額から還付を行います。また、同口座内に株式投資信託（上場株式等）の収益（普通）分配金の受入れがあった場合は、年末に損失との損益通算が行われ、最終的に利益があれば源泉徴収を行い、損失であれば徴収した税額から還付を行います。
- 「源泉徴収あり」の口座でも、一般口座や他の金融機関の特定口座との損益通算、損失の繰越控除など必要に応じて確定申告を行うことができます。

### 特定口座と一般口座について

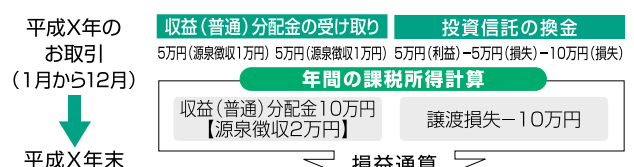
項目	特定口座 (源泉徴収あり)	特定口座 (源泉徴収なし)	一般口座
年間損益の計算	銀行が計算し、 年間取引報告書を作成	銀行が計算し、 年間取引報告書を作成	お客さま ご自身で計算
源泉徴収	あり	なし	なし
換金の際、利益が発生した場合の確定申告	不要	必要	必要
換金の際、損失が発生した場合の確定申告 (配当等との損益通算・翌年への繰り越し)	可能 ただし特定口座（源泉徴収あり）内で損益通算が完了した場合は原則として不要	可能	可能

※ 特定口座につきましては、「特定口座約款」をご確認ください。  
また、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。  
※ 確定申告をした場合、配偶者控除・扶養控除等に影響を与える場合がございます。

### 特定口座内での損益通算の事例

#### ◆ 「源泉徴収あり」口座内での損益通算の仕組み

1年間のお取引の結果、譲渡損失が発生した場合には、年末に同口座内で受け取った収益（普通）分配金と自動的に損益通算されます。すでに、源泉徴収された税金で過納付分がある場合は還付されます。



この場合、課税所得は0円となり分配金の受け取り時に源泉徴収された2万円がお客さまに還付されます。

※ 公社債投資信託の収益（普通）分配金は、源泉分離課税のため、損益通算の対象にはなりません。  
※ 公募株式投資信託の元本払戻金（特別分配金）は非課税となり、損益通算の対象とはなりません。  
※ 特定口座に受入れた収益（普通）分配金と他金融機関の特定口座等で生じた譲渡損失や繰越損失を通算する場合は確定申告が必要です。  
※ 復興特別所得税の追加課税により、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、所得税額×2.1%が適用されます。